

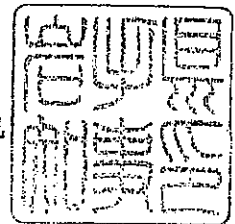
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 JFE環境株式会社 代表取締役 露口 哲男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達増拓也



許可の年月日 平成28年10月13日

許可の有効年月日 平成33年10月12日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃ポリ塩化ビフェニル等（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る。）
- ・ 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものを除く。）に限る。）
- ・ ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）
- ・ ポリ塩化ビフェニル汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該廃棄物に塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。）に限る。）
- ・ ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃プラスチック類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。）に限る。）
- ・ ポリ塩化ビフェニル汚染物（金属くず、陶磁器くず又はがれき類のうち、当該廃棄物に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃棄物に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。）に限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

(以下、裏面記載)

WEBダウンロード版

平成28年10月13日 当初許可
平成31年 2月 8日 変更届出書受理（代表者を櫻井雅昭から変更したこと。）
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白

COPY